

令和6年6月3日

一般社団法人

日本ショッピングセンター協会 会長 殿

環境省

地球環境局 地球温暖化対策課

脱炭素ビジネス推進室

「令和6年度製品・サービスのカーボンフットプリントに係るモデル事業」の  
貴協会会員への周知案内について

令和3年6月に策定された「地域脱炭素ロードマップ」においては、国民が脱炭素に貢献する製品・サービスを選択できる社会を実現することが示されています。

そのためには、企業が個別の製品・サービスのカーボンフットプリント（CFP）の算定を行い、消費者に伝える取組を推進することが必要です。

環境省では、そうした取組を加速するため、令和4年度からモデル事業を実施するとともに、カーボンフットプリントガイドライン（以下「CFPガイドライン」）及び（別冊）CFP実践ガイド（以下「CFP実践ガイド」）を経済産業省との連名で発表しています。

本事業では、国民が脱炭素に貢献する製品・サービスを選択できる社会の実現に向けて、CFP実践ガイドを参照しながら、CFPの算定・表示を通じた排出削減の取組とビジネス成長を両立させる、先進的なロールモデルとなる企業の創出を目指します。

また、自社ルールによる算定・表示が進むと、異なるルールでのCFP情報が表示された製品・サービスが乱立して消費者が混乱する恐れがあるため、業界によるCFPの算定・表示ルールの共通化も必要です。そこで、業界又は業界のリーディング企業群によるCFPの算定・表示ルールの共通化に向けた支援を行います。

本事業を通じて得られた知見等をもとに、CFPガイドラインのアップデート等を行うことを予定しています。

本事業の趣旨を御理解いただき、加盟各企業等に対し、周知していただくとともに、御協力をお願い申し上げます。

事業の詳細については環境省のプレスリリースをご覧ください。